

## 小山町導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業の実態等

小山町の人口は、平成 30 年 4 月 1 日現在 18,815 人であり、統計をとりはじめた昭和 39 年の 25,165 人から減少傾向が続いている。また人口構造の比率は、0 歳～14 歳の年少人口が 12.4% (2,324 人)、15 歳～64 歳の生産者人口が 58.5% (11,050 人)、65 歳以上の高齢者人口が 29.1% (5,441 人) であり、少子高齢化が顕著である（出典：住民福祉課統計資料）。

小山町の産業構造としては、産業別就業者では製造業が最も多く、次に公務員（自衛官を含む）となっている（出典：小山町人口ビジョン）。これは町内に自衛隊の駐屯地や陸上自衛隊富士学校などの施設があることが要因である。

中小企業の実態としては、町内の商工業者 743 社のうち、小規模事業者（常時従業員数が小売・卸売業等は 5 人以下、その他製造業等は 20 人以下）は 682 社であり、91.8%を占めている。業種別に見ると、卸売・小売業が 21.1%、建設業 17%、製造業が 13.7%となっている（出典：平成 30 年度商工会総会資料）。

町内の中小企業が抱える課題として、慢性的な人手不足、従業員の高齢化、後継者不在などがあげられ、事業の拡大は困難である状況も多く見受けられる。

他方で、現在小山町においては、「“ふじのくに” のフロンティアを拓く取組」のもと、大規模な産業拠点の整備を進めている。その中で中小企業を含む事業所の誘致を積極的に行っており、限られた人材のなかで効率よく作業が進められる設備の導入も求められている。

#### (2) 目標

小山町における先端設備等導入計画の認定目標件数を 3 年間で 10 件とする。

地域・業種・事業を特定することなく町内の広範囲にわたる中小企業の計画の認定を積極的に行うことにより、町内の企業の設備更新を促進し、町内全体の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）の向上を図る。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年平均 3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、小山町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種は全業種とする。

本計画においては労働生産性の年平均3%以上の向上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 町税を滞納している者は対象としない。
- ・ 環境条例、景観条例に配慮すること。
- ・ 先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合がある。
- ・ その他、町長が特に配慮すべき事項として認めるもの。